



盛岡市プレスリリース

～輝きが増し 活かに満ち 夢をかなえるまち盛岡～

令和7年5月29日
都市整備部
景観政策課
建築指導課

市政記者クラブ加盟社 各位

歴史景観地域等における特定中高層建築物の建築に係る事前協議等の制度化に係る パブリックコメントの実施について

紺屋町菊の司酒造の解体とその跡地へのマンション建設をきっかけとして、市民の皆さんやまちづくりの会などの皆さんからいただいた要望等を踏まえ、中高層建築物等に対する新たなまちづくりのルール化として、「盛岡市景観条例」と「盛岡市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全に関する条例」の見直しに取り組みます。この見直しにより、当該二つの条例を連携することで、市内の歴史景観地域等における大規模な建築物の建築計画について、地域住民、事業者及び市が事前に調整できる仕組みを制度化するものです。

つきましては、市民の皆様から幅広く意見をいただき、条例の見直しの参考とさせていただくため、意見募集（パブリックコメント）を実施しますので、報道方よろしくお願いたします。

記

1 意見の募集期間

令和7年6月2日（月曜日）から令和7年6月21日（土曜日）

※ 郵送は令和7年6月20日（金曜日）必着、郵送以外は同日17時まで

2 意見の提出方法

(1) インターネットを使った方法

盛岡市盛岡市公式ホームページ（広報ID：1051841）

https://www.city.morioka.iwate.jp/shisei/public_comment/public_comment/1051841.html

ページ内の「応募フォーム」から行えます。 ※ 資料を含め5月28日から公開



(2) 書類による方法

ホームページ内にある「資料の備え付け場所」に備え付けの用紙又は任意の用紙に、氏名（法人等の場合は名称及び代表者氏名）、住所、電話番号、意見を記入の上、次のいずれかの方法により提出してください。

ア 郵送 〒020-8530 盛岡市津志田14地割37-2 景観政策課又は建築指導課 宛

イ ファクス 019-637-1919 景観政策課又は建築指導課 宛

ウ 持参 都南分庁舎2階 景観政策課又は建築指導課へ直接お持ちください。

（土曜日・日曜日及び祝日を除く8時30分から17時00分まで）

【問い合わせ先】

盛岡市都市整備部景観政策課
千田（ちだ） 佐藤（さとう）
電話：019-601-5541（直通）
盛岡市都市整備部建築指導課
真野（まの）
電話：019-601-3387（直通）